

最高裁秘書第3666号

令和7年11月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

職員向けポータルサイトに掲載された記事につき、手動削除されなかった場合、記事の最長更新日から14ヶ月の経過により自動的に削除されること（令和5年12月26日付の最高裁情報政策課・デジタル推進室（総務・企画G）の文書参照）にしている理由が分かる文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年2月14日付け（同月17日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第41号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）